

長岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（案）の概要

1 制定の理由

行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため、情報通信技術を利用する方法により手続き等を行うために必要な事項を定めるもの。

2 条例案の内容

(1) 電子情報処理組織による申請等（第3条関係）

他の条例等により書面等で行うことが規定されている申請等について、当該他の条例等の規定に関わらず、オンラインによる申請等(手数料等の納付を含む)を行うことができる。

(2) 電子情報処理組織による処分通知等（第4条関係）

他の条例等により書面等で行うことが規定されている処分通知等について、当該他の条例等の規定に関わらず、オンラインによる処分通知等を行うことができる。(処分通知等を受ける者が同意する場合に限る)

(3) 電磁的記録による縦覧等（第5条関係）

他の条例等により書面等で行うことが規定されている縦覧等について、当該他の条例等の規定に関わらず、電磁的記録により行うことができる。

(4) 電磁的記録による作成等（第6条関係）

他の条例等により書面等で行うことが規定されている作成等について、当該他の条例等の規定に関わらず、電磁的記録により行うことができる。

(5) 適用除外（第7条関係）

申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合や、既に他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている手続き等について、(1)から(4)までの適用を除外する。

(6) 添付書面等の省略（第8条関係）

他の条例等により、住民票の写しなどの書面等であって申請等に際し、添付することが規定されているものについて、市の機関等が添付書面等の情報入手し、又は参照することができる場合には、当該他の条例等の規定に関わらず、添付を要しない。

(7) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表（第9条関係）

行政手続きのオンライン化の推進に関する状況について、インターネット等により随時公表するものとする。

(8) 委任（第10条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第3 施行期日（附則）

令和4年4月1日